

洪範五行伝と時令

序

夫れ五行は、蓋し造化の根源にして、人倫の資始なり。

隋の蕭吉（生没年不詳。南朝梁に生まれ、隋代に没す）の手に成る『五行大義』は、その冒頭で五行を万象に通ずる根源原理と説く。

そして、本論に於いては、五行・干支の名に始まり、音・色・味・臓器・徳目・天文・神祇・禽獣等のありとあらゆるものについて、五行への配当や、相生・相克・衝破等に基づく相互関係を論じる。

しかし、五行は、初めからこのような包括的・体系的な思想として成立・発展したのではなかった。その最初期に於いては、五徳終始・洪範五行・時令説・医家説・天文占術等の様々な分野で、五行を用いた説が別個に構築されたのである。従って、ある一つの同じものでも、分野によって五行への配当が異なるということが多かった。

様々な分野でばらばらに展開された五行説であったが、その後、諸説の統合が試みられるようになる。分野を超えて五行の配当を一致させようとし、それぞれの解釈についての論争が生じ、ある分野

の説によって他の分野の説が否定されたり変更されたりした。こうした試みが続けられることによって、後に『五行大義』のように体系化された五行思想を生み出したのであろう。

本稿では、洪範五行伝(一)と時令説との関係について取り上げる。洪範五行伝は本来時令とは別個に形成された文献だが、劉歆（？―後二三）の伝に於いては時令との整合性のために書き換えられ、その後も時令との結び付きを強めながら内容を変化させて行つた。それぞれ別個の内容・構造を持つて発展して来た両者が、そうした差異を超えて、五行の配当という抽象的な次元で結び付けられたのである。それは、幅広く整備された体系を構築する一方、個々の説が本来有していた具体的な内容・構造を変質させたことを意味する。

一 劉歆伝

『漢書』五行志に云う。

孝武の時、夏侯始昌、五經に通じ、善く五行傳を推し、以て族子夏侯勝に傳へ、下に許商に及ぶまで、皆以て賢とする所の

平澤 歩

弟子に教ふ。其の傳、劉向と同じ。唯だ劉歆の傳のみ獨り異なる。^(四)

洪範五行伝という文献には幾つかの種類があつたようだが、夏侯始昌（生没年不詳。武帝期に活躍）から許商（生没年不詳。成帝期に活躍）まで承け継がれたものと、劉向（前七七—前六）が手にしたものは、内容が一致していたようだ。しかし、「劉歆の傳」は「獨り異なる」らしい。具体的には、どのような差異があつたのか。やはり五行志に説明がある。

劉歆の貌傳に曰く、鱗蟲の孽、羊禍、鼻痾有り、^(五)

劉歆の言傳に曰く、時に毛蟲の孽有り、^(六)

劉歆の視傳に曰く、羽蟲の孽、雞禍有り、^(七)

劉歆の聽傳に曰く、介蟲の孽有り、^(八)

劉歆の思心傳に曰く、時に則ち羸蟲の孽有り、^(九)

すなわち、「孽」（動植物に関する怪異）、「禍」（家畜に関する怪異）、「痾」（人間に関する怪異）について、それらの起こる原因をどの五事（貌・言・視・聽・思心）の不調に帰するかが、夏侯氏や劉向の用いた洪範五行伝（以下「洪範五行伝」）と劉歆の洪範五行伝（以下「劉歆伝」）とで異なっていたのである。

こうした劉歆伝による「孽」「禍」の配当は、従来の洪範五行伝と異なる一方で、時令説と符合する。すなわち、『呂氏春秋』十二紀や『礼記』月令篇といった時令文献では、各季節について「蟲」

「食」の項目を立て、以下のように述べている。

孟春の月……其の蟲、鱗……麥と羊を食す。^(一〇)
 孟夏の月……其の蟲、羽……菽と雞を食す。^(一一)
 中央土……其の蟲、倮……稷と牛を食す。^(一二)

孟秋の月……其の蟲、毛……麻と犬を食す。^(一三)

孟冬の月……其の蟲、介……黍と雉を食す。^(一四)

これをまとめると、表三のようになり、劉歆伝の「孽」「禍」の配当（表二）と一致することが分かる。すなわち、劉歆は洪範五行伝本来の配当（表一）を採らず、時令に合わせて組み替えを行ったのである。孽に於いては「木——鱗」「火——羽」「土——倮」等といった時令説をそのまま採って「木——鱗」「火——羽」「土——羸」等とし（「羸」「倮」は同じく「裸」の意）、また、禍についても五行伝の「羊禍」と「雞禍」を入れ替え、時令でその季節の食物として挙げる配当に合致させた。

ここで注意しなければならないのは、洪範五行伝に於ける孽・禍は、為政者が五事のあるべき状態を損ねた時に起こる災異だが、それに対して、時令に於ける蟲・食は、それぞれの時候の生物や食物であり、失政が引き起こす異常事態ではないことである。従って、本来、配当が一致する必要は全く無い。しかし、それらを劉歆は、「木」「火」といった五行への配当という抽象的次元で結びつけ、合致するように改変を行っている。^(一五)

これに対し、『漢書』五行志は、禍については劉歆伝の説を斥けるものの、言・視・思心の不調が引き起こす孽については、いずれも劉歆伝に従い、それぞれ「毛蟲之孽」「羽蟲之孽」「羸蟲之孽」の災異を収録している。また、聽についても、「魚孽」に当たる記事と共に、「介蟲之孽」の記事をも収めている。更に、後代に編まれた『続漢書』や『宋書』の五行志も、諸孽の記事の配置は漢志による配当を引き継いでいる。劉歆伝が時令との符合を図って洪範五行伝を書き換えたことの影響は、歴代五行志に及んだのである。

表一、洪範五行伝の孽・禍の配当

不調に因って生ずる禍	五事（五行）	貌（木）
不調に因って生ずる孽	龜	視（火）
不調に因って生ずる禍	雞	羸蟲
	羊	華
	牛	介蟲
	犬	魚
	豕	聽（水）

表二、劉歆伝の孽・禍の配当

不調に因って生ずる禍	五事（五行）	貌（木）
不調に因って生ずる孽	鱗蟲	視（火）
不調に因って生ずる禍	羊	思心（土）
	雞	言（金）
	（記述無し）	聽（水）
	（記述無し）	
	（記述無し）	
	（記述無し）	

表三、時令説に於ける蟲・食の配当

食	蟲	季節（五行）
麦、羊	鱗	春（木）
菽、雞	羽	夏（火）
稷、牛	倮	中央（土）
麻、犬	毛	秋（金）
黍、蟲	介	冬（水）

二 『春秋繁露』五行順逆篇・五行五事篇

洪範五行伝と時令との整合を図った劉歆の営為を更に進め、一体化させ、両者の境界を曖昧にさえしたのが、『春秋繁露』の五行順逆篇と五行五事篇である。

五行順逆篇は、五行を季節に当てて、その時令について説くのだが、明らかに洪範五行伝の要素を含みこんでいる。以下は、それが最も顕著な「水」の部分である。

水は冬、至陰を藏す。宗廟祭祀の始、四時の祭を敬ひ、昭穆の序を禘祫す。天子は天を祭り、諸侯は土を祭る。門閭を閉ぢ、大ひに搜索し、刑罰を斷じ、罪に當たるを執らへ、關梁を飭へ、外、徒を禁ず。恩、水に及べば、則ち醴泉出で、恩、介蟲に及べば、則ち鼃鼃大ひに爲り、靈龜出づ。如し人君、宗廟を簡にし、禱祀せず、祭祀を廢し、法を執ること順ならず、天時に逆らへば、則ち民、流腫・水張・痿痺を病みて、孔窺通ぜず。咎、水に及べば、霧氣冥冥たりて、必ず大水有り、水、民に害を爲す。咎、介蟲に及べば、則ち龜深く藏れ、鼃鼃响ゆ。

ここでは、まず「水」が「冬」に当たり、万物を藏する時節であることを述べる。また、点線部の文言は、そのほとんどが『淮南子』時則訓に見え、『春秋繁露』治水五行篇の字句には更に近く、明らかに時令説に由来するものである。しかし、一方で、「如人君」以下、冬の時令に反する不適当な行いとして述べられている行動の中には、いくつか洪範五行伝から取ったと考えられる字句（実線部）が見られる。また、末尾で「咎及介蟲」とし（波線部）、五行の水を損ねた場合に起こる災異に「介蟲」を当てるのは、上述した劉歆

伝の特徴と共通する。

「火」「土」「金」についての文言も、「水」の場合とほぼ同様に、基本的には時令の言説である中に、洪範五行伝の字句と劉歆伝の説を反映した構成となっている。

ただ、少し事情が異なるのは、「木」についての部分である。

木は春、生の性、農の本なり。農事を勧め、民の時を奪ふこと無く、民を使ふこと歳に三日を過ぎず、什一の税を行ひ、經術の士を進む。羣禁を挺め、輕繫を出だし、稽留を去り、桎梏を除き、門閭を開け、障塞を通ず。恩、草木に及べば、則ち樹木華美たりて、朱草生ず。恩、鱗蟲に及べば、則ち魚大ひに爲り、鱣鯨見れず、羣龍下る。如し人君、出入時ならず、狗を走らせ馬を試み、馳騁して宮室に反らず、淫樂を好み、飲酒沈湎し、縱恣し、政治を顧みず、事多く役を發し、以て民の時を奪ひ、謀を作して税を増し、以て民の財を奪へば、民、疥搔・温體を病み、足胼痛む。咎、木に及べば、則ち茂木枯槁し、工匠の輪多く傷敗し、毒水、羣を涸し、陂を漉ひて漁る。咎、鱗蟲に及べば、則ち魚爲らず、羣龍深く藏れ、鯨出見ず。

これもやはり他と同様に時令を基礎とし、時令説と共通する文言があり、かつ、劉歆伝の説を踏まえて「咎及鱗蟲」と言う。しかし、春の時令に反する行いを述べる字句は、洪範五行伝よりも、漢志に引かれる「説曰」の文言に近い。この「説曰」というのは、洪範五行伝の内容を敷衍した学説である。従って、五行順逆篇がそれを受けているのは、五行伝のみならず、それに付随する学説の影響をも受けていることを示している。

五行五事篇は、洪範五行伝の説を主眼とする。前半部では、洪範五行伝に従って五行と五事とを直接結びつけ、王者が五事の理想的状态を保つべきことを主張する。そして中間部では、五事の理想的状态について洪範九疇に基づいて説明する。これらのことから、この篇が、洪範五行を核とすることは明らかである。

しかし、後半部では、こうした土台の上に、時令的要素を付加した説が展開される。以下、そのうちの二例を挙げる。

王者能く敬すれば則ち肅、肅なれば則ち春氣得らる、故に肅は春を主る。春、陽氣微にして、萬物柔易たり、移弱たりて化す可し。時に於て陰氣賊爲り。故に王者欽たり、欽たれば以て陰事を議せず、然る後に萬物遂に生じ、而して木、曲直す可きなり。春に秋政を行へば、則ち草木凋つ。冬政を行へば、則ち雪ふる。夏政を行へば、則ち殺たり。春に政を失へば、則ち(原闕)。

王者能く治むれば則ち義立つ、義立てば則ち秋氣得らる、故に又は秋を主る。秋氣始めて殺たり。王者は小刑罰を行ひ、民は犯さざれば、則ち禮義成る。時に於て陽氣賊爲り。故に王者輔くるに官牧の事を以てし、然る後に萬物成熟し、秋に草木榮華せず、金從革するなり。秋に春政を行へば、則ち華さく。夏政を行へば、則ち喬たり。冬政を行へば、則ち落つ。秋に政を失へば、則ち春に大風して解けず、雷、聲を發せず。

「敬」「肅」というのは、五事の「貌」の理想的状态である。ここでは、「貌」が理想的状态であることによって「春氣」が得られると言う。そして、「春氣」が得られることにより、「木、曲直す可し(木をうまく曲げたり真直ぐにしたりできる)」という、五行の

「木」の理想的状态が実現されるとしている。為政者の言動である五事と、その影響を受けて安定したり損なわれたりする五行との間に「春氣」という概念が持ち込まれ、にわかには時令的な色合いが生じて来ている。そして、続く「春に秋政を行へば……」「(春に)冬政を行へば……」「(春に)夏政を行へば……」等といった記述は、完全に時令説を承けたものである。

五事の「言(金)」についての「王者能く治むれば則ち義立ち……」も、「秋氣」を媒介として用い、末尾は完全に時令的の文言を以て結ぶ。その他「視(火)」「知(水)」も、やはり同様の内容・構造となっている。

五行順逆篇は時令説を主体とし、洪範五行伝に関する説を取り込んでいる。一方、五行五事篇は五行伝の説を核とし、時令的要素も強い。両者とも、本来は趣旨・内容が異なる洪範五行伝と時令を、五行という次元で融合させている。劉歆伝は時令との合致のために五行伝を多少書き換えたに過ぎなかったが、五行順逆篇・五行五事篇は両者の境界を曖昧にさえしており、程度がかなり進んだものと謂えよう。

三 『南齊書』五行志

『漢書』が五行志を設け、『続漢書』『宋書』がそれを継いだ。三者はいずれも諸災異を五行・五事・皇極に分類して記録し、各項目の冒頭で洪範五行伝の文言を引くという体裁を取る。災異記事を洪範五行伝の体系下に位置づけるものと謂えよう。

しかし、蕭子顯(四八七―五三七)の著した『南齊書』五行志で

は、五行・五事・皇極の各冒頭部に洪範五行伝を引用することはせず、雷・地震・旱・流言等々、災異の種類ごとに断片的に「伝」を引く。種々の災異を記録し、それについての説を掲げることが重視するが、洪範五行伝の体系への意識は非常に弱くなっている。

そして、南斉志の引く「伝」の内容自体も、従来の洪範五行伝とは字句が異なり、少なくとも班固の時の五行伝そのままではなくなっている。以下は、その「水伝」の文である。

水、北方冬、萬物を藏し、氣、至陰なり。宗廟祭祀の象。死者精神放越して反らず、故に之に廟を爲して以て其の散を收め、之に貌を爲して以て其の魂神を收め、而して孝子、禮を盡くすを得たり。敬の至れるや、則ち神、之を歆け、此れ則ち至陰の氣従ひ、則ち水氣、溝瀆より隨ひて流れ去り、民に害を爲さず。人君、禱祀せず、宗廟を簡にし、祭祀を廢し、天時に逆らへば、則ち霧水暴出し、川水逆溢し、邑を壞し、郷を軼し、民人を沈溺せしむ、故に水、潤下せずと曰ふ。

一見して、洪範五行伝本来の文とは異なることが分かる。実線部は洪範五行伝の内容、波線部は漢志が「説曰」として引くものに近いが、その他に、点線部は、「水は冬」「至陰を藏す」「宗廟祭祀の始」という、『春秋繁露』五行順逆篇の文言（上引）をも取り込んでい

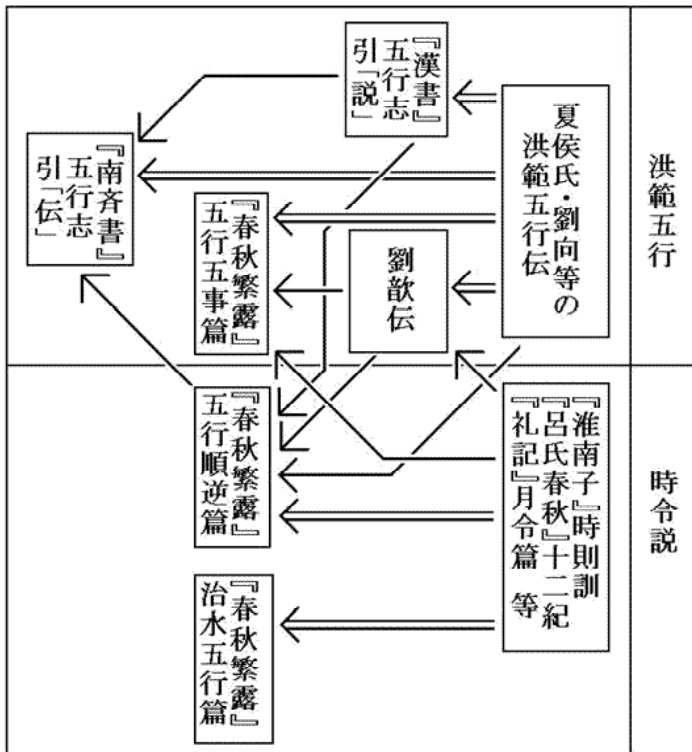
る。また、「木伝」も以下の通り。

東方 易經、地上の木を觀と爲す。故に木の人に於けるや、威儀容貌なり。木は春、生氣の始、農の本なり。農時を奪ふ、無く、民を使ふこと歳に三日を過ぎず、什一の税を行ひ、食欲の謀無ければ、則ち木氣従ふ。如し人君、威儀を失ひ、木行に逆ひ、田獵馳騁して、宮室に反らず、飲食沈湎して、禮制を顧み

ず、出入に度無く、多く繇役を發して、以て民の時を奪ひ、姦詐を爲して、以て民の財を奪へば、則ち木、其の性を失ふ、蓋し工匠の輪矢を爲る者の多く傷敗するを以て、故に木、曲直せずと曰ふ。

基本的には漢志が「説曰」として引く文を反映しているが、点線部

図一、本稿で扱った諸文献同士の継承・影響関係



は『春秋繁露』五行順逆篇の文言（上引）と共通する。

五行順逆篇は時令説でありながら、洪範五行伝の学説を取り込んでいたが、それを洪範五行の学説であるこの「伝」が更に取り込んだ。南斉志の引く「伝」には、このような二重構造が見られる。洪範五行伝と時令との間の垣根が低くなり、それぞれで形成された言説・配当は、五行の「水」や「木」という抽象的次元を経由して、相互に干渉し合うようになったのだ。

四 所謂「五行傳月令」について

陳寿祺（一七七一一一八三四）による『尚書大伝』の輯本では、洪範五行伝の末尾に、「東方之極」から始まり「小人樂」に至るまでの、五方位・十二月の地理・時令について述べる文が置かれている。陳寿祺自身は、その文体や、五行伝の他の部分との重複・早期の文献に引用が見えないこと（明代の黄佐『六芸流別』に至ってようやく伏生の書として引かれる）から、『尚書大伝』に元々在った内容ではないと考えた。

この部分について、小林信明氏は、『淮南子』時則訓との比較から、時則訓よりも先行するものと結論している。その根拠に、時則訓よりも地理的記述が簡略で、「中央之極」部分に朔令が無いことを挙げる。すなわち、時則訓を、五行伝の月令を参照しながら、地理的内容や「中央之極」の朔令といったものを適宜増やして作成されたものと見なしたのである。また、時則訓の時令は基本的に三字句に揃えられているのに、「中央之極」についてのみ四字句・六字句が混ざっていることを指摘し、これを以て時則訓が五行伝に無い

「中央之極」の令を辛うじてひねり出したものと論じる^(三五)。また、島那邦男氏も、「『淮南子』時則訓の文はこの五行傳月令を採つて成り、又時則・呂氏の共通部分の漢初十二紀はこの五行傳月令の時令を採つてある」という理由によってこれを漢代初期の成立と見なし^(三六)ている。

小林氏の論拠のうち、地理的記載の繁簡・「中央之極」の令の有無は、必ずしも時代の前後を特定できるものではなく、後れるものが先立つものを整理・省略したとも考えられる。そして、時則訓の文体の乱れも、必ずしもそれが五行伝に由来するとは断定できない。また、島氏の立論には、『淮南子』時則訓と「五行傳月令」が土に当たる時令を季夏に配し、『呂氏春秋』十二紀と『禮記』月令篇が土と季夏とを明確に分離していることから、前者よりも後者が時代的に下ると見なす考えがある。この前提に立つならば、「五行傳月令」が時則訓や十二紀より後に成立したものは、考えられない。しかし、『白虎通』には「六月、中霽を祭る。中霽は土の中央に在るに像るなり、六月亦た土王なり^(三七)」と有り、後漢期に於いても季夏に中央土を当てる時令が有力であったことを、示している。すなわち、土と季夏との分離を以て時代の先後を判別することはできない。

この「五行傳月令」の文は、そのほとんどが他の伝世文献に見える内容で構成されている。東方・南方・西方・北方についての記述では、いずれも、地理・朔令は『淮南子』時則訓及び「王居明堂禮^(三八)」に共通の文言が有り、季節を迎える礼楽についての部分は『皇覽^(三九)』、五事とその休徴は『尚書』洪範篇の内容、禁令に於いては漢志の引く洪範五行伝と同一の文句が見える^(四〇)。

注目すべきは、「五行傳月令」が時則訓や「王居明堂禮」等と共通する文言を有するのに対し、時則訓の方は「王居明堂禮」や『皇覽』と共通する文言を持たないことである。仮に、時則訓その他が「五行傳月令」を参照して編まれたならば、そこから共通した字句を引いてもおかしくないが、実際にはそのようなになっていない。従って、「五行傳月令」の方を後出と考える方が、自然であろう。

以下は、小林氏が問題とした「中央之極」部分である。

中央之極、崑崙より中のかた大室の野に至るまで、帝黄帝・神后土、之を司る。土王の日、禱は性を用ひ、中氣を中室に迎へ、樂は黄鐘の宮を用ふ。民の爲に祈福し、世婦に命じて服章を治め、民をして口虐せしめよ。其の禁、宮室を治め、臺榭を飾り、淫亂を内れ、親戚を犯し、父兄を侮ること。

他の四方よりも格段に記述が少なく、月ごとの朔令は設けられていない。その一方で、「土王の日に祈禱に性を用いる」「中氣を中室に迎える」という、時則訓や『皇覽』には無い内容が見える他、時則訓と共通する部分（点線部）や五行伝と一致する箇所（実線部）も有る。そのうちの「民の爲に祈福し、世婦に命じて服章を治め」は、時則訓の中の「中央之極」ではなく、「季夏之月」の令に類似の内容が見られる。仮に小林氏の言うように、時則訓が「五行傳月令」を参照したのであれば、その「季夏之月」の時令がこの点線部を用いたのにも拘らず、「中央之極」ではそれを採らなかつたということになる。そうではなく、「五行傳月令」の方が、時則訓の「中央之極」部と「季夏之月」部の双方を引くものであつたのだろう。陳侃理氏は、「この部分の作者は、『淮南子』時則訓の十二月令と五位の部分融合させて縮め、東西南北の四位の令をそれぞれ三

分割して対応する月に分け、そして時則篇に有つた「中央」の令はうまく配置できずに割愛した」という考えを示す。これが実情に近いであろう。すなわち、その成立は少なくとも『淮南子』より下る。そして、数々の古い言説が融合して形成されたものである。

そもそも、同じ時則訓の説でも、その十二月の令と五方位の令とは内容が異なる。「五行傳月令」は、それらを融合させた結果、季節についての説なのか、地理についての説なのか、性格がはっきりとしないものとなつた。更に、洪範五行の説を加えたために、内部矛盾すら起こしている。以下は、その「季夏」の部分である。

季夏の月、明堂の右个に御し、性は心を先にし、主を中霽に設け、坤隅に索祀し、思必ず審にして、厥の休は時風。朔令に曰く、毀宗を起こし、無後を立て、廢國を封じ、賢輔を立て、喪疾を卹へ。

冒頭で「明堂の右个に御」すとしているのは、時則訓が季夏について「朝于中宮（中宮に朝す）」として中央土に属させるのとは異なり、『呂氏春秋』十二紀や『礼記』月令篇と同じく、季夏を南方火とするものである。同様に、「毀宗を起こし」以下は時則訓の「南方之極」に見える令であり、やはり、季夏を中央土ではなく南方火に分類する考えに基づく。ところが、「性は心を先にし、主を中霽に設け」という文言は、時則訓に於いて南方火ではなく中央土に類される季夏の月令と合致する。更に、「思必ず審にして、厥の休は時風」とは、洪範五行では土に当たるものである（五事の思は土に配される）。すなわち、この「季夏之月」部分では、南方火・中央土両者についての説が同時に採られているのである。

また、洪範五行の説を用いるに当たっては、「南方之極」の一部である「季夏」の部分で五事の「思」（五行では土に当たる）を採っておきながら、「中央之極」部分でも「稼穡不成」（五行の土の不調）についての洪範五行伝の文を使っている。^{四九}すなわち、五行伝に於いては同系に分類される両者を、「南方之極」と「中央之極」とに分裂して用いている。洪範五行伝に元々含まれていたと考えられないことはもとより、洪範五行に関する学説としても、本来の体系を損ねる処理と謂えよう。

これもまた、後人が時令説と洪範五行伝とを融合させて立てた説であろう。十二月令を四方に割り振り、別に中央を設置した上で五行伝の内容を付加したものの、十二月令が元々（「季夏之月」土として）土に関する記述を有していたために、矛盾を引き起こし、時令・五行伝双方の体系性を損ねることとなった。古い素材を用いたがために、却って馬脚を露わしたと謂えよう。

結

永平四年（六一年）春、東平憲王劉蒼（？―八三）が明帝（二八―七五）を諫める上書を行った。その文に云う。

臣聞く、時令、盛春は農事、衆を聚めて功を興さず。傳に曰く、「田獵して宿せず、食飲して享せず、出入節せず、則ち木曲直せず」と。此れ春令を失する者なり。^{四九}

ここでは、洪範五行伝の句を引きながら、それを「春令を失することと説く。時令の思想を以て五行伝を解釈する考え方は、既に後漢初期に於いて、ある程度の力を有していたのであろう。」

筆者は、これまで、前漢末から後漢中期にかけての洪範五行と五徳終始に関する学説について、重点的に研究して来た。両者共に、恐らく劉向の手で易説とゆるやかに関連付ける解釈がなされ、ほぼ確実に劉歆の手によって時令と緊密に連環する組み換えが行われている。劉向・劉歆親子は、いずれも六経解釈と典籍分類の体系化を志した人物である。彼らの体系性への志向が五行説に於いても発揮されたために、洪範五行・時令・五徳終始を相似的に結びつける組み換えがなされたと謂えよう。

では、何故劉歆は、易学的解釈による繋がりに止まらず、他二者の内容を書き換えてまで、時令の説と相似させたのであろうか。それは、劉歆と時令との関わりについて、王莽期の政治的状況をも含めて考察することで、今後明らかにしていきたい。

本稿では、洪範五行伝と時令との交渉について、いくつかの文献を取り上げながら具体的に検討した。劉歆伝に於いては両者の整合性を目的とした書き換えが行われるのみであったが、『春秋繁露』の五行順逆篇と五行五事篇に於いては両者の内容・体系が融合せられ、『南齊書』五行志の引く「伝」は五行順逆篇の文言を継ぎながら説を展開する。また、具体的な成立年代を特定することはできないが、陳寿祺本『尚書大傳』で洪範五行伝の末尾に置かれた「東方之極く小人樂」部分（島邦男氏の所謂「五行傳月令」）も、やはり時令説に洪範五行伝の内容を組み合わせて作られたものであった。そして、時令と洪範五行伝とを融合させたために、その内容・論理が錯綜し、それぞれの本来の有り様と乖離することもあった。『春秋繁露』五行五事篇は、「君主が五事を理想的状態に保つ→対応する五行が理想的状態に保たれる」という従来の五行伝の論理に、「春

「夏氣」といった季節の氣を加え、「君主が五事を理想的状態に保つ↓季節の氣がうまく得られる↓対応する五行が理想的状态に保たれる」という構造に作り変えた。しかし、季節の氣を媒介して五事と時令とを結びつけたために、五事のあり方について、洪範五行伝が本来説くように一年を通して理想的状态に保つべきなのか、それとも時令の発想に従って季節ごとに修めたり修めなかつたりすべきなのか、非常に分かりにくい内容となっている。陳本洪範五行伝の「東方之極く小人樂」部分も、時令・地理・洪範五行を総合したために、季夏と中央との関係について分裂した内容となり、洪範五行伝の体系を著しく損ねている。そのような変質の背景に如何なる状況・意図が有ったのかについては、以後の研究で明らかにして行きたい。

後世の五行思想を見た時、その大きな特徴として、総合性が挙げられる。『五行大義』等を見ると、様々な文献を引きながら、非常に広範な議論が展開されている。しかし、その綜合化の過程に於いては、発祥を異にする様々な分野の説を組み入れるために、多くの試行錯誤が行われた。そして、本稿で示したように、その素材となる説が元々有していた内容・論理を変質させることもあったのである。

注

- (一) 『五行大義』序「夫五行者、蓋造化之根源、人倫之資始」
 (二) 為政者の様子・言動が不適当である際に、それに応じてどのような災異が生じるかについて説いた文献。その際、為政者のあるべき状態

について、それを洪範九疇に含まれる五行(木・火・土・金・水)・五事(貌・言・視・聴・思心)・皇極の十一項目に分類し、各項の失調によって生じる災異を挙げる。これにより、ある災異が生じた時に、為政者の如何なる具体的な舞いがそれを引き起こしたかを特定し、対処することを可能にする。『漢書』夏侯勝伝の記載より、遅くとも夏侯始昌・夏侯勝(生没年不詳。昭帝期く宣帝期に活躍)の頃までには成立していたと考えられる。本稿は、主に『漢書』五行志に見える引文を考察に用いる。

- (三) 季節ごとに、天地動植物の様態を述べ、併せて為政者が行うべき言動を定めるもの。時宜に違う行動をした場合に起こる災異を挙げるものもある。『淮南子』時則訓・『呂氏春秋』十二紀・『礼記』月令篇の他、『管子』や『春秋繁露』の數篇、及び銀雀山漢墓竹簡等の出土資料にも見られる。

- (四) 「孝武時、夏侯始昌通五經、善推五行傳、以傳族子夏侯勝、下及許商、皆以教所賢弟子。其傳與劉向同。唯劉歆傳獨異」
 (五) 「劉歆貌傳曰、有鱗蟲之孽、羊禍、鼻痂」
 (六) 「劉歆言傳曰、時有毛蟲之孽」
 (七) 「劉歆視傳曰、有羽蟲之孽、雞禍」
 (八) 「劉歆聽傳曰、有介蟲孽也」
 (九) 「劉歆思心傳曰、時則有羸蟲之孽」
 (一〇) 「孟春之月……其蟲鱗……食麥與羊」
 (一一) 「孟夏之月……其蟲羽……食菽與雞」
 (一二) 「中央土……其蟲倮……食稷與牛」
 (一三) 「孟秋之月……其蟲毛……食麻與犬」
 (一四) 「孟冬之月……其蟲介……食黍與麤」
 (一五) 五德終始に於いても、劉歆の用いる説は従来のものとは異なり、時令との合致を図ったものとなっている。旧説では「黃帝(土)↓夏(木)

↓殷(金) ↓周(火) ↓秦(水) ↓漢(土) という五行相克の順に推移するとされたが、三統暦の収録する「世経」では、「太昊(木) ↓神農(火) ↓黄帝(土) ↓少昊(金) ↓顓頊(水) ……」という五行相生の順が用いられ、かつ、これら冒頭の五帝は時令が各季節の帝として挙げられるものと一致する。やはり両者の内容的・構造的差異を超え、五行の配当・運行という抽象的次元に於いて、相似的な結び付きをもたらしている。劉歆は、時令による配当を中心にして、洪範五行伝・五徳終始を包括する五行の体系を構築しようとしたのであろう。

(二六)「水者冬、藏至陰也。宗廟祭祀之始、敬四時之祭、禘祫昭穆之序。天子祭天、諸侯祭土。閉門閭、大搜索、斷刑罰、執當罪、飭關梁、禁外徙。恩及於水、則醴泉出、恩及介蟲、則鼃鼃大爲、靈龜出。如人君簡宗廟、不禱祀、廢祭祀、執法不順、逆天時、則民病流腫・水脹・痿痺、孔窺不通。咎及於水、霧氣冥冥、必有大水、水爲民害。咎及介蟲、則龜深藏、鼃鼃响」

(二七)「孟冬之月……修羣禁、禁外徙、閉門閭、大搜索、斷刑罰、殺當罪、阿上亂法者誅(孟冬の月……羣禁を修め、外徙を禁じ、門閭を閉ぢ、大ひに客を搜し、罰刑を斷じ、罪に當たるを殺し、上に阿り法を亂す者は誅す)」

(二八)「水用事、閉門閭、大搜索、斷刑罰、執當罪、飭關梁、禁外徙、無決隄(水に事を用ふるに、門閭を閉ぢ、大ひに搜索し、刑罰を斷じ、罪に當たるを執らへ、關梁を飭へ、外徙を禁じ、隄を決すること無し)」
「治水五行篇は、一年を七十二日ごとの五季(「木」「火」「土」「金」「水」)に分け、それぞれの時令を説く篇である。

(二九)『漢書』五行志引洪範五行伝「簡宗廟、不禱祠、廢祭祀、逆天時、則水不潤下(宗廟を簡にし、祠に禱らず、祭祀を廢し、天時に逆らへば、則ち水潤下せず)」

(三〇)「木者春、生之性、農之本也。勸農事、無奪民時、使民歲不過三日、

行什一之稅、進經術之士。挺羣禁、出輕繫、去稽留、除桎梏、開門閭、通障塞。恩及草木、則樹木華美、而朱草生。恩及鱗蟲、則魚大爲、鱣鯨不見、羣龍下。如人君出入不時、走狗試馬、馳騁不反宮室、好淫樂、飲酒沈湎、縱恣、不顧政治、事多發役、以奪民時、作謀增稅、以奪民財、民病疥搔・溫體、足脰痛。咎及於木、則茂木枯槁、工匠之輪多傷敗、毒水滄羣、漉陂如漁、咎及鱗蟲、則魚不爲、羣龍深藏、鯨出見」

(三一)『淮南子』時則訓「仲春之月……去桎梏……(仲春の月……桎梏を去り……)」
「東方之極……其令曰、挺羣禁、開門閭、通窮室、達障塞……(東方の極……其の令に曰く、羣禁を挺め、閉閭を開け、窮室を通し、障塞に達し……)」
『春秋繁露』治水五行篇「木用事、則行柔惠、挺群禁。至於立春、出輕擊、去稽留、除桎梏、開門閭、存幼孤、矜寡獨、無伐木(木に事を用ふるに、則ち柔惠を行ひ、群禁を挺む。立春に至りて、輕擊を出だし、稽留を去り、桎梏を除き、門閭を開け、幼孤を存し、寡獨を矜れみ、木を伐ること無し)」

(三二)『漢書』五行志「説曰、木、東方也。於易、地上之木爲觀。其於王事、威儀容貌亦可觀者也……若乃田獵馳騁不反宮室、飲食沈湎不顧法度、妄興絲役以奪民時、作爲姦詐以傷民財、則木失其性矣。蓋工匠之爲輪矢者多傷敗、及木爲變怪、是爲木不曲直(説に曰く、木、東方なり。易に於て、地上の木を觀と爲す。其の王事に於けるや、威儀容貌の亦た觀る可き者なり……若し乃ち田獵馳騁して宮室に反らず、飲食沈湎して法度を顧みず、妄りに絲役を興して以て民の時を奪ひ、姦詐を作爲して以て民の財を傷つければ、則ち木、其の性を失ふ。蓋し工匠の輪矢を爲る者の多く傷敗し、木の變怪を爲せば、是れを木の曲直せざると爲す)」
一方、五行伝の文は、「田獵不宿、飲食不享、出入不節、奪民農時、及有姦謀、則木不曲直(田獵して宿せず、飲食するに享せず、出入節せず、民の農時を奪ひ、姦謀有れば、則ち木、曲直せず)」となつてゐる。ただ、『繁露』の「出入不時」部分は五行伝の「出入不

節」に近い。故に、より正確には、洪範五行伝と「説曰」の内容を両方とも踏まえたもの、と謂うべきか。

(三) 漢志の引く「説曰」の性質については、拙稿『漢書』五行志と劉向『洪範五行伝論』(『中国哲学研究』第二十五号、二〇一一年三月)にて詳論。

(四) 『春秋繁露』、特に五行に関する諸篇の成立時期については、未だに定論と謂うべきものが無い。歴代の議論については、相原健右『春秋繁露』偽書説に関する一考察(『後漢経学研究會論集』第二号、二〇〇五年三月)に詳しい。この五行順逆篇と洪範五行傳とを比較したものととしては、陳侃理『洪範五行傳』與『洪範』災異論(『國學研究』第二十六卷、二〇一〇年十二月)がある。陳氏は両者の先後関係についての判断を保留しつつも、五行順逆篇よりも五行傳の方が整った文体内で内容が多いことを挙げ、後者が「侵邊境(邊境を侵す)」である箇所が前者では「侵陵諸侯、貪城邑之賂(諸侯を侵陵し、城邑の賂を貪る)」となっていることから、前者の方が漢代以前の様相を留めており、後者はそれに改変が加えられたものを承けていると推測する。しかし、以下の点は、むしろ五行順逆篇の成立が洪範五行伝より後れ、更には劉歆よりも以後に下ることを示している。

・五行順逆篇は、洪範五行伝及び漢志の引く「説曰」と共通の内容・字句を持つ部分と、『淮南子』等に見られる時令説と共通の内容・字句を持つ部分を含む。仮に五行順逆篇が洪範五行伝や「説曰」に先立ち、後二者が前者の記述を利用したのであれば、そこに混在する時令的文章をも引いて然るべきであるのに、そのような例は見られない。

・五行順逆篇は、洪範五行伝と時令の融合という点に於いて、劉歆伝の内容を踏まえた上で、更に程度を甚だしくさせている。

・漢志は、劉歆伝の内容を「独り異なる」と言う(注(四)参照)。五行順逆篇が「咎」として挙げる「鱗蟲」「介蟲」等は、劉歆伝による孽

の配当と一致する。仮に五行順逆篇が劉歆伝に先立つものであれば、漢志はそれに触れて然るべきであるし、劉歆伝のみが異なるという言い方はない。少なくとも、班固は五行順逆篇を目にしていない。

(五) 「王者與臣無禮、貌不肅敬、則木不曲直、而夏多暴風。風者、木之氣也、其音角也、故應之以暴風。王者言不從、則金不從革……王者視不明、則火不炎上……王者聽不聰、則水不潤下……王者心不能容、則稼穡不成……(王者と臣、無禮にして、貌、肅敬ならざれば、則ち木、曲直せず、而して夏に暴風多し。風は、木の氣なり、其の音角なり、故に之に應ずるに暴風を以てす。王者、言、從ならざれば、則ち金、從革せず……王者、視、明ならざれば、則ち火、炎上せず……王者、聽、聰ならざれば、則ち水、潤下せず……王者、心、容なる能はざれば、則ち稼穡成らず……)」

(六) 「五事。一曰貌、二曰言、三曰視、四曰聽、五曰思。何謂也。夫五事者、人之所受命於天也、而王者所修而治民也……王者、貌曰恭、恭者敬也。言曰從、從者可從。視曰明、明者知賢不肖、分明黑白也。聽曰聰、聰者能聞事而審其意也。思曰容、容者言無不容。恭作肅、從作乂、明作哲、聰作謀、容作聖。何謂也。恭作肅、言王者誠能内有恭敬之姿、而天下莫不肅矣……(五事。一に曰く貌、二に曰く言、三に曰く視、四に曰く聽、五に曰く思。何の謂ぞや。夫れ五事とは、人の命を天に受く所にして、王者の修めて民を治むる所なり……王者、貌は恭と曰ひ、恭とは敬なり。言は從と曰ひ、從とは從ふ可きなり。視は明と曰ひ、明とは賢不肖を知り、黑白を分明するなり。聽は聰と曰ひ、聰とは能く事を聞いて其の意を審にする。思は容と曰ひ、容とは容れざる無きを言ふ。恭は肅と作し、從は乂と作し、明は哲と作し、聰は謀と作し、容は聖と作す。何の謂ぞや。恭は肅と作すとは、王者に誠に能く内に恭敬の姿有れば、天下に肅ならざる莫きを言ふ……)」

(七) 「王者能敬則肅、肅則春氣得、故肅者主春。春陽氣微、萬物柔易、移

弱可化。於時陰氣爲賊、故王者欽、欽不以議陰事、然後萬物遂生、而木可曲直也。春行秋政、則草木凋。行冬政、則雪。行夏政、則殺。春失政、則（原闕）

(二)「王者能治則義立、義立則秋氣得、故又者主秋。秋氣始殺、王者行小刑罰、民不犯、則禮義成。於時陽氣爲賊。故王者輔以官牧之事、然後萬物成熟、秋草木不榮華、金從革也。秋行春政、則華。行夏政、則喬。行冬政、則落。秋失政、則春大風不解、雷不發聲」

(三)「具体的な中身は異なるが、例えば『淮南子』時則訓にも、ある季節に他の季節の時令を用いた際に生じる禍が述べられている。一方で、洪範五行伝は季節を問題とせず、為政者が常に五行・五事・皇極全てを良い状態で保つことを説く。このように、両者は趣旨を異にする。

(三)「水、北方冬、藏萬物、氣至陰也。宗廟祭祀之象。死者精神放越不反、故爲之廟以收其散、爲之貌以收其魂神、而孝子得盡禮焉。敬之至、則神歆之、此則至陰之氣從、則水氣從溝瀆隨而流去、不爲民害矣。人君不禱祀、簡宗廟、廢祭祀、逆天時、則霧水暴出、川水逆溢、壞邑軼鄉、沈溺民人、故曰水不潤下」「死者精神放越……孝子得盡禮焉」は、景印江安傅氏双鑑樓藏宋蜀大字本（『百柄本二十四史』収録）・景印南宋紹興間江南重刊北宋監本（『仁寿本二十五史』収録）は「死者精神放越不反者、故爲之廟以收散、爲之貌以收其魂神、而孝子得盡禮焉」に作る。中華書局標点本（一九七二年一月）は毛氏汲古閣本・武英殿本に拠って「者」字を削り、「其」字を補う。これに従う。なお、元祿十六年至宝永二年松会堂覆萬曆中南監刊本（荻生茂卿句読『南齊書』汲古書院、一九七〇年七月）・金陵局本（金陵書局同治刊本）は「死者精神放越不反、聖人爲之宗廟、以收其魂氣、春秋祭祀、而孝子得盡禮焉」に作り、漢志の文言に更に近い。

(三) 前掲（九）参照。

(三)『漢書』五行志「説曰、水、北方、終臧萬物者也。其於人道、命終而

形臧、精神放越、聖人爲之宗廟、以收魂氣、春秋祭祀、以終孝道……霧水暴出、百川逆溢、壞鄉邑、溺人民、及淫雨傷稼穡、是爲水不潤下（説に曰く、水、北方、終りに萬物を臧する者なり。其の人道に於けるや、命終りて形臧され、精神放越すれば、聖人、之に宗廟を爲り、以て魂氣を收め、春秋に祭祀して、以て孝道を終ふ……霧水暴出し、百川逆溢し、郷邑を壞し、人民を溺らせ、淫雨、稼穡を傷つれば、是れを水、潤下せずと爲す）」

(三)「東方、易經地上之木爲觀。故木於人、威儀容貌也。木者春、生氣之始、農之本也。無奪農時、使民歲不過三日、行什一之稅、無貪欲之謀、則木氣從。如人君失威儀、逆木行、田獵馳騁、不反宮室、飲食沈湎、不顧禮制、出入無度、多發繇役、以奪民時、作爲姦詐、以奪民財、則木失其性矣。蓋以工匠之爲輪矢者多傷敗、故曰木不曲直」

(四) 前掲（三）参照。

(三) 小林信明『中國上代陰陽五行思想の研究』講談社、一九五一年十一月、七五頁〜七七頁。

(三) 島邦男『五行思想と禮記月令の研究』汲古書院、一九七一年三月、一〇〇頁。

(三) 五祀篇「六月祭中霤。中霤者像土在中央也、六月亦土王也」

(三)『礼記』月令篇鄭注所引。

(三)『統漢書』祭祀志劉注所引。その他、銀雀山漢簡「迎四時」にも、五音の配当は異なるが、同様の文が見える。

(四) 皮錫瑞『尚書大伝疏証』が詳細に指摘している他、陳侃理氏が「東方之極」部分について簡明な対照表を作っている（陳氏前掲論文『洪範五行傳』與『洪範』災異論）。

(四)「中央之極、自崑崙、中至大室之野、帝黃帝・神后土司之。土王之日、禱用牲、迎中氣于中室、樂用黃鐘之宮。爲民祈福、命世婦、治服章、令民口瘡。其禁、治宮室、飾臺榭、內淫亂、犯親戚、侮父兄。」

(四三) 時則訓「季夏之月……爲民祈福……命婦官染采、黼黻文章、青黃白黑、莫不質良……(季夏の月……民の爲に祈福し……婦官に命じて采を染め、黼黻・文章・青黄・白黒を質良ならざる莫からしめ……)」「中央之極、自昆侖東絕兩恆山……黄帝・后土之所司者、萬二千里……(中央の極、昆侖より東のかた兩恆山を絶し……黄帝・后土の司る所の者、萬二千里……)」、洪範五行伝「治宮室、飾臺榭、内淫亂、犯親戚、侮父兄、則稼穡不成(宮室を治め、臺榭を飾り、淫亂を内れ、親戚を犯し、父兄を侮れば、則ち稼穡成らず)」

(四二) 陳氏前掲論文「這一部分的作者、將《淮南子・時則》中十二月令和五位元的部分整合起來加以縮編，把東西南北四位之令各自一分爲三，拆入對應的三個月，而《時則》“中央”之令由於無處安放只好割愛」

(四一) 「季夏之月、御明堂右个、牲先心、設主于中霤、素祀于坤隅、思必嘗、厥休時風。朔令曰、起毀宗、立無後、封廢國、立賢輔、餌喪疾」

(四〇) 『呂氏春秋』十二紀・『礼記』月令篇は、『淮南子』時則訓とは異なり、季夏を南方火に属させ、中央土と明確に分離する。「季夏之月」について「天子居明堂右个(天子、明堂右个に居る)」と述べ、「孟夏」「仲夏」と同様に「明堂」に居るものとし、「中央土」で「太廟太室(大廟大室)」に居るのとは分けられる。「五行傳月令」が「季夏之月」に「明堂右个」を割り当てたのは、これと共通する。

(三九) 時則訓「南方之極……其令曰……起毀宗、立無後、封建侯、立賢輔(南方の極……其の令に曰く……毀宗を起し、無後を立て、建侯を封じ、賢輔を立てよ)」

(三八) 「季夏之月……其祀中霤、祭先心……(季夏の月……其の祀、中霤、祭は心を先にす……)」「南方火に当たる「孟夏之月」はこれと異なり、「其祀竈、祭先肺(其の祀、竈、祭は肺を先にす)」としている。

(三七) 前掲(四一)、及び前掲(四二)を参照。

(三六) 『後漢書』光武十王列伝東平憲王蒼伝「臣聞時令、盛春農事、不聚衆

興功。傳曰、田獵不宿、食飲不享、出入不節、則木不曲直。此失春令者也。」

(三五) 洪範五行伝「田獵不宿、飲食不享、出入不節、奪民農時、及有姦謀、則木不曲直(田獵して宿せず、飲食するに享せず、出入節せず、民の農時を奪ひ、姦謀有れば、則ち木、曲直せず)」